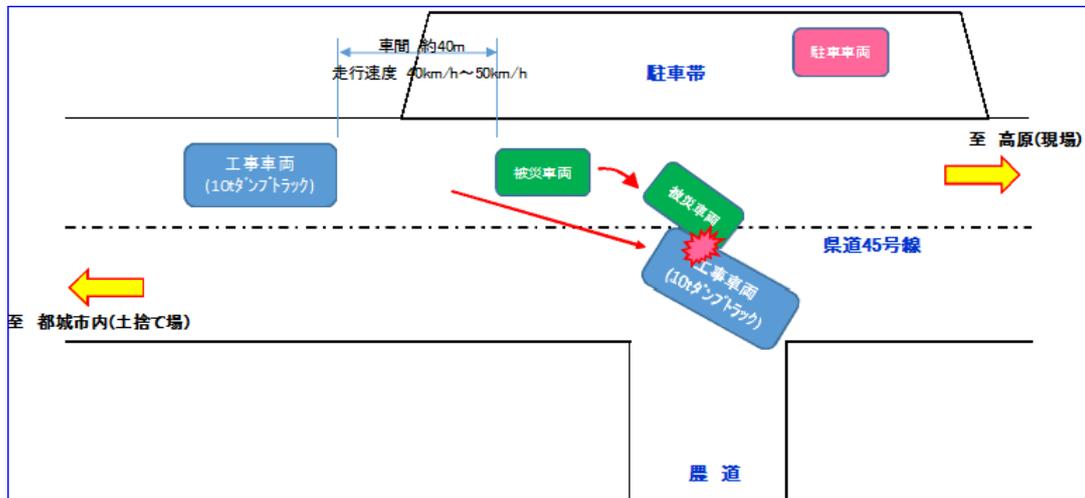


事故種類	交通事故	発生日時	平成27年10月2日 15時00分頃	事故当事者	2次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	62歳 男性	職種	運転手
被災程度(全治)	加害者、被害者共にケガなし				
事故概要	土捨て場で荷卸しを終えた10tダンプトラック(空車)が県道45号線を走行。前方に被災車両(軽トラック)が走行していた為、車間を40m程度あけ、被災車両の速度40km/h~50km/hに合わせて走行していた。被災車両は接触箇所500m程度手前で一度右折しようとしたが、右折をやめて運転を再開、接触箇所では減速を開始し右折。左に駐車帯のある箇所での減速であり、加害者は駐車するのだろうと経験で判断した為、ブレーキが遅れ慌ててハンドルを右にきったが、被災車両の右側方部と加害車両の左後方部が接触した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・「~だろう」運転により、勘違いを起こした。 ・車間距離が不足していたことで、ブレーキ遅れに対応できなかった。 ・前方不注意によりブレーキが遅れた。 				
改善策等	<ol style="list-style-type: none"> ①車間距離を確保させる為、「車間確保」ののぼりを経路に配置し、注意を促す。 ②全ダンプトラックにドライブレコーダーを搭載し、ドライブレコーダーのデータを毎日ランダムで確認し、運転状況を把握する。 ③ダンプトラックの助手席に同乗した運転チェックを1日/回実施し、車間距離や速度の確認を行うと共に、運転手の気分をリフレッシュさせる。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブレコーダーのデータを毎日ランダムで確認し、運転状況を把握する。 ・ダンプトラックの助手席に同乗した運転チェックを1日/回実施し、車間距離や速度の確認を行うと共に、運転手の気分をリフレッシュさせる。 				

事故状況図



改善策

①車間確保ののぼりを設置し、注意を促す。



②ドライブレコーダーを搭載し、データを確認し運転状況を把握する。



③ダンプトラックの助手席に同乗した運転チェックを1日/回実施し、車間距離や速度の確認を行うと共に、運転手の気分をリフレッシュさせる。



事故種類	労働災害	発生日時	10月8日 13時12分	事故当事者	元請け
事故区分	機器取扱	年齢性別	63歳男性	職種	除草作業員
被災程度(全治)	除草等機械(梱包機運転手): 右上腕骨頸上部開放骨折、右橈尺骨骨幹部骨折、右多発肋骨骨折、右上肢皮膚壊死、右手背部挫滅創、右血気胸、右上腕挫滅・筋挫傷、右肺挫傷、顔面挫傷、出血性ショック 10月8日より6週間の入院加療の見込み				
事故概要	被災者は梱包機にて小段を上流から下流に向かい梱包作業をしていた。梱包機の後ろ10mを追従していたバックホウ(梱包後のロール移動用)のオペレーターが梱包機に巻き込まれている被災者を発見した。被災者は梱包機の上部にある巻紐の自動投入口に右手からロールした草と梱包機のローラーに巻き込まれた状態であり、直ちにバックホウのオペレーターがPTO(トラクターからの動力伝達装置)の停止スイッチを押し停止させた。 (後日、被災者聞き取り) 梱包用の巻紐が自動的にロールした草に巻き付かなかつた為、手で巻紐の投入口から紐を入れようとした際にローラーとロールした草の回転部に巻き込まれた。通常この作業はエンジンを止めてからしていたがこの時は止めずにやってしまった。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 刈草を梱包するための巻紐は通常、自動的に投入口から落下し刈草のロールを巻き上げるが事故時には自動的に巻き上げることが出来なかった。 被災者は巻紐を投入しようとした際にはトラクターのエンジン、PTOの駆動共に停止させず梱包機のローラーは回転したままだった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> トラクターの鍵を紐でオペレーターにつなぐことにより、エンジンを停止後キーを抜かないと降車出来ないように改善。 トラクターのキャビン内、梱包機外面にエンジンキーの停止確認ステッカーを張り付け。 梱包機の巻紐投入口にカバーを設置し錠を付け、鍵はエンジンキーと結束してエンジン停止を行わないと開けられない構造に改造。 朝礼・KY活動時に周知すると共に安全巡視時に確認項目を追加。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 臨時の安全協議会を開催し、類似工事における再発防止に向けた注意喚起を行った。 主任監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。 				

事故状況図

事故発生場所: []
事故発生日時: 平成27年10月 8日 13:12分頃

第一小段 幅=3.4m
第二法面 幅=6.0m
第二小段 幅=3.0m
第三法面 幅=2.8m

※梱包機はトラクターで牽引(トラクター・梱包機で1名のオペレーター)

・発見者(バックホウオペレーター)
・梱包機が第三法面に排出したロールを、一時仮置きするために梱包機の約10m後ろを追従していた。

梱包機 トラクター

機から見た図
巻紐投入口
バックホウ
トラクター動力取出口(PTO)
刈草取込口

改善策

梱包機外面にエンジン停止確認ステッカーを貼り付け

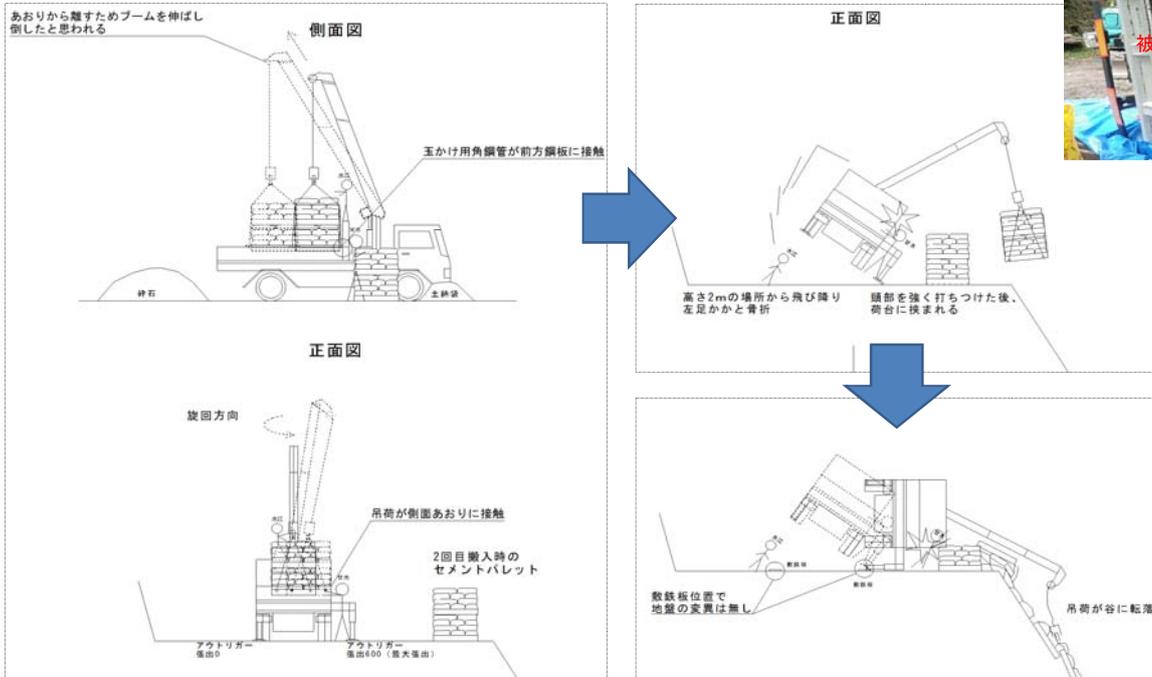
トラクターの鍵を紐でオペレーターを繋ぎ、エンジンを停止しないと降車出来ないように改善

梱包機紐投入口にカバーを設置し錠を付け、エンジンキーと結束してエンジン停止を行わないと開けられない構造に改造

トラクターキャビン内にエンジン停止確認ステッカーを貼り付け

事故種類	労働災害	発生日時	平成27年10月12日 11時35分	事故当事者	3次下請け
事故区分	建設機械	年齢性別	52歳,45歳男性 職種	土木作業員	
被災程度(全治)	オペレーター:死亡、玉掛者:左足のかかと及び足首の骨折(全治3ヶ月)				
事故概要	現場にてクレーン付きトラック3tで材料(セメント袋)を荷下ろし作業中、クレーン付きトラックが転倒したため、クレーン操作者が下敷きとなり死亡。 また、玉掛者が、荷下ろし時に吊り荷が引っかかり荷を離そうと「あおり」に上り作業をしていたところクレーン付きトラックが転倒したため「あおり」から飛び降り左足のかかと及び足首を骨折。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 作業前に2段積みで吊り荷しないよう指示されていたにもかかわらず、2段積みで吊り荷をし、定格荷重を超える作業を行った。 クレーン操作者が合図者(玉掛者)からの指示に従わず無理な操作を行った。 玉掛者が「あおり」の上に乗る危険行為を行った。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> クレーン操作者、玉掛者(合図者)と別に監視人を配置する。 今後、新規入場もあるため、作業前にクレーン付きトラックによる作業指示・作業手順を、末端作業員まで再周知・徹底する。 作業員の不適切な作業を防止するため、トラブル等が発生した場合は、作業を一時中止し現場責任者の指示を受けるものとする。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 緊急安全大会を開催し、全ての工事に対し事故発生状況及び原因などを情報提供し注意喚起を行った。 工物品質管理官及び主任監督官が、管内工事現場において緊急パトロールを実施し、安全施設、安全教育実施状況等を点検・指導した。 主任監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。 				

事故状況図



改善策

工事名	協力会社	現場	作業員
作業計画	作業内容	作業時間	作業場所
作業内容	セメント搬入(パレット)	セメント搬入(パレット)	セメント搬入(パレット)
作業時間	08:00	08:00	08:00
作業場所	現場	現場	現場
作業員	作業員	作業員	作業員
作業計画	作業内容	作業時間	作業場所
作業内容	セメント搬入(パレット)	セメント搬入(パレット)	セメント搬入(パレット)
作業時間	08:00	08:00	08:00
作業場所	現場	現場	現場
作業員	作業員	作業員	作業員
作業計画	作業内容	作業時間	作業場所
作業内容	セメント搬入(パレット)	セメント搬入(パレット)	セメント搬入(パレット)
作業時間	08:00	08:00	08:00
作業場所	現場	現場	現場
作業員	作業員	作業員	作業員



クレーン操作者、玉掛者(合図者)と別に監視人を配置する。(作業前に、3人以上配置されているか確認する)

作業当時における、最大吊荷重でのクレーン最大作業半径をクレーンに明示する。

「アウトリガー完全張出確認!!」との注意喚起を明示する。